

## 愛川町空き家バンク登録奨励金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、愛川町空き家バンク事業実施要綱（平成27年4月1日施行）に基づき、空き家バンク（以下「バンク」という。）登録台帳に登録（以下「登録」という。）された居住用家屋（以下「バンク登録物件」という。）の所有者等に対して、愛川町空き家バンク登録奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することによって、空き家の解消を促進するために必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 愛川町空家等対策計画で定める空き家のうち個人が居住を目的として建築された建物（一戸建てのものに限る。）をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売却、賃貸借を行うことができる者をいう。
- (3) 成約バンク登録物件について所有者等と取得者又は賃借人との間で売買契約又は賃貸借契約が締結成立することをいう。

### (交付対象者)

第3条 この要綱に基づく奨励金の交付対象となる者は、次の各号いずれにも該当するものとする。

- (1) バンク登録物件の所有者等
- (2) 過去に同一のバンク登録物件で本奨励金の交付を受けていない者
- (3) 誓約書（第1号様式）により継続して2年間以上バンクに登録する旨の誓約をした者
- (4) 愛川町暴力団排除条例（平成23年愛川町条例第16号）第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と密接な関係がない者

### (奨励金の額等)

第4条 奨励金の額は、バンク登録物件1件につき5万円とする。

### (交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、バンクに登録した日の翌日から起算して90日以内に、愛川町空き家バンク登録奨励金交付申請書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書（第1号様式）
- (2) その他町長が必要と認める書類
  - (交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、愛川町空き家バンク登録奨励金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により申請した者に通知するものとする。

2 奨励金の交付は、原則として口座振込とする。

（奨励金の返還）

第7条 町長は、奨励金の交付対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、奨励金の返還を求めることができるものとする。ただし、次条に掲げるときは除くものとする。

- (1) バンク登録後2年以内に登録を取り消したとき。ただし、成約した場合を除く。
- (2) 不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。

（奨励金の返還の免除）

第8条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当した場合は、奨励金の返還を免除するものとする。

- (1) 奨励金を受けた者が死亡したとき。
- (2) その他町長が特に認めたとき。

（奨励金の返還の額）

第9条 第7条各号の規定に該当した者は、交付された奨励金を全額返還するものとする。

（奨励金の返還の手続）

第10条 町長は、第7条各号に規定する事実を確認したときは、奨励金交付決定の取り消しを行い、愛川町空き家バンク登録奨励金交付決定取消通知書兼返還命令書（第4号様式）により奨励金の交付を受けた者に通知をし、奨励金の返還を命ずるものとする。

2 前項に規定する通知を受けた者は、速やかに返還すべき奨励金を指定口座へ振り込むものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日以前に登録し、現に登録中の物件については、登録日から起算して2年間

以上登録を継続（成約した場合を除く）する旨の誓約をし、令和6年6月29日までに交付申請書を提出した場合には、奨励金の交付対象とする。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。